

平成 14 年度第 7 回常務理事会（通信）議事録

期 間：平成 14 年 12 月 17 日（火）～12 月 26 日（木）

参加者：

会 長：中野 仁雄
副会長：野澤 志朗、藤井 信吾
理 事：荒木 勤、落合 和徳、佐藤 章、佐藤 郁夫、武谷 雄二、田中 憲一、
西島 正博、村田 雄二
監 事：青野 敏博、佐藤 和雄、藤本征一郎
幹事長代行：吉田 幸洋
幹 事：泉 章夫、岡本 愛光、小林 浩、古山 将康、斎藤 克、佐川 典正、
清水 幸子、高桑 好一、阪埜 浩司、平川 俊夫、藤森 敬也、村上 節
総会副議長：小柴 壽彌、松岡幸一郎

[資料]

第 7 回常務理事会業務担当常務理事報告並びに関連協議事項予定内容

1：第 6 回常務理事会議事録（案）

庶務 1：関東連合地方部会から「平成 16 年度から施行されるローテイト期間中の研修医に対して、
本会及び地方部会の学術集会に門戸を開き参加できるようにしてほしい」との要望

庶務 2：本会及び医会作成の必修産婦人科研修カリキュラム（案）に対する厚生労働省からの意見

倫理 1：「胚提供による生殖補助医療に関する倫理委員会見解（案）」の会員へのお知らせ

倫理 2：厚生労働省母子保健課長からの資料提供要望書

中野会長から 12 月 12 日付各役員、議長団、幹事長、幹事宛書面にて、平成 14 年度第 7 回常務理事会を 12 月 16 日から 12 月 26 日迄を期間として、通信にて行う旨の案内状と通信会議次第（報告事項、協議事項）及び関連資料が送付された。

予定通り 12 月 16 日に通信会議が開始され、会長、両副会長、常務理事の総数 11 名全員が参加した。中野会長が議長となり議事録署名人として、会長及び庶務、会計の担当常務理事が選任された。

・第 6 回常務理事会議事録の確認
修正なく議事録（案）を承認した。

・報告事項並びに関連協議事項

1) 庶 務（落合和徳理事）

〔 ．本会関係〕

(1) 会員の動向

とくになし。

(2) 根津訴訟について

第3回理事会(平成14年12月7日)において、原告側から示された和解条項(3条項)につき協議を行った。その結果、当該原告側和解案は、非配偶者間体外受精が法令等で認められた時点で自動的に原告の入会を認めること、また会告に禁止の例外を認めるとの本会の自主権を侵害する内容になっていること、更には、会告処分の場合は民主的かつ適正な手続きをせよとの一方的な言い分の内容になっていることから、本会として受け入れ難いものであることを確認、承認した。

しかし一方、本会として裁判長の「学会として一定期間、根津氏の行状をみた後に、真摯に再入会を検討できるか」との提案も踏まえ、現時点においては必ずしも判決を得ることに拘泥するものではなく、和解の内容如何によっては、和解、判決それぞれを視野に入れて裁判への対応を行うことを確認、承認した。

12月11日の口頭弁論において、以上の本会の協議結果を伝えた。

今後、原告側と本会代理人双方の協議を経た上、2月22日の第4回理事会での審議とし、次回2月26日の口頭弁論に臨むことになった。

以上の第3回理事会での協議内容及び方針につき改めて確認、承認した。

但し、**小柴副議長**から「もし最終的に本会が「和解」の道を選択することになった場合、第6回常務理事会において平岩弁護士がされた説明『裁判における和解の意味』を全会員に分かりやすくインフォームする必要があると思います」との意見が出された。

(3) 関東連合地方部会から「平成16年度から施行されるローテート期間中の研修医に対して、本会及び地方部会の学術集會に門戸を開き参加出来るようにしてほしい」との検討依頼があった。[資料：庶務1]

本件に関し、以下の意見が出された(発言順)

中野会長「基本的に門戸開放には賛成。本件は一般化すれば非会員の学術集會への参加の問題として処理する必要がある。本会の学術集會・総会に限れば従来は学術集會会長の裁量に委ねてきた案件である。非会員の中でカテゴリーを設けるなど通則の設置が必要である」

野澤副会長「基本的に研修医の学術集會への門戸開放には賛成です。ただし、非会員の学術集會参加に際しては、会費や参加資格について具体的な通則を設けるための協議が必要と思います」

松岡副議長「賛成。本学会に対する理解が深まる」

佐藤 章常務理事「研修医の学術集會への門戸開放に賛成です。産婦人科医の増加と仕事への理解が深まると思います」

荒木常務理事「賛成。将来の学会入会が期待できる」

田中常務理事「学問は自由だと思いますので、門戸を開くことに賛成です」

青野監事「賛成です。適切な料金を設定する必要があります」

藤本監事「賛成。但し研修医の参加費は半額程度を徴収し、研修病院の所属病院の院長、あるいは科長の了解と推薦を必要としては如何かと思います」

村田常務理事「賛成します。学会費、発表の機会、権利など、全国的な統一が必要と思います」

小柴副議長「基本的に賛成ですが、本会であれば定款の、地方部会であれば会則の改定という作業が必要になると思います」

武谷常務理事「基本的には賛成ですが日産婦学会として各地方部会に許認可権を行使すると言った問題ではなく、各学会レベルで判断していただきその裁定を追認するということになるのでしょうか」

佐藤郁夫常務理事 「賛成します。学会に関心を持ち入会につながる可能性があるため積極的にすすめるべきと考えます」

泉幹事 「研修医への門戸解放に賛成します。出席のみの場合・共同演者として参加する場合・演者発表をする場合とに分けて条件の検討が必要と考えます」

岡本幹事 「研修医の学術集会への門戸開放には積極的に賛成です。非会員の学術集会参加に際しては、会費や参加資格について具体的な協議が必要と思います」

古山幹事 「門戸の開放には大賛成です。具体的な会費、資格を決める必要があると思います。すべての地方部会で共通な案が必要と思います」

小林幹事 「参加というのは会場に入るだけなのか、演者として発表する機会を与えるのか、により判断は異なると思います」

斎藤幹事 「研修医の参加については賛成。参加費などは検討が必要」

佐川幹事 「学術集会への参加資格の緩和に賛成します。現行ではローテート中の研修医は産婦人科以外の非会員と同じと考えられますので、主演者として発表する場合は地方部会を経由して本会の会員になる必要がありますが、共同演者として発表する場合は、19,000円（入会金1,000円＋年会費相当分18,000円合計19,000円）を支払い発表できることとなります。また、学術集会に参加（出席）する場合は、当日の学会参加費を支払えば会長の裁量により出席が許可されることとなります。定款や学術企画委員会の運営要綱は会員の参加を前提としているため、非会員の学会参加に関しては例外事項としての取り決めしかなく、海外在住外国人、国内在住留学生、国内の産婦人科以外の医師、研修医、非医師、パラメディカル、学生など、多様な非会員の全てをカバー出来ていないのが現状と思います。将来的には学術集会への非会員の発表・出席を一定の基準の中で認める方向が望ましいと思います。地方部会の学術集会への参加に関しては、本会の取り扱いを参考にさせていただきつつも、各地方部会の自主的判断に委ねるべきと思います」

高桑幹事 「ローテート中の研修医の先生の中に産婦人科を目指す先生も大勢いると思いますので、よろしいと思います」

阪壘幹事 「演者として発表する場合には現行どうり入会が必要と思います。会場へ入場する参加費について研修医用の特別料金を設置するかについては協議が必要と思います」

以上の意見を踏まえ、第8回常務理事会で改めて協議することとした。

〔 ．官庁関係〕

(1) 厚生労働省

本会及び医会から提出、打診していた研修カリキュラム（案）につき、厚生労働省担当者から意見が寄せられた。[資料：庶務2]

本件については、厚生労働省の意見を踏まえた研修カリキュラム（案）の修正を産婦人科カリキュラム策定ワーキンググループ 星委員長に依頼した。

〔 ．関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

1月14日に第11回学会・医会ワーキンググループを開催する。

(2) 日本臨床検査医学会

同学会から「DRG/PPS 対応臨床検査ガイドライン 2002」に関するアンケート調査の協力依頼の書面を受領した（12月11日）

本件については社保学術に対応を依頼した。

〔 .その他〕

後援依頼

乳房健康研究会から「第 2 回ミニウオーク&ランプレストケア」(大会会長 福田 護)を開催するにつき、本会への後援依頼があった。

財政的負担を伴わず、また第 1 回について本会が後援していることから、今回も後援を応諾した。

2) 会 計 (佐藤郁夫理事)

各部署・委員会から提出された事業計画予算案を基に、平成 14 年度及び平成 15 年度予算査定委員会を 12 月 25 日に開催する。

予算査定委員会メンバーは、会計理事会メンバーの他、会長、次期会長、学会改革推進本部長・副部長である。

3) 学 術 (荒木 勤理事)

平成 14 年度神澤医学賞の受賞者決定について

本会から平成 14 年度神澤医学賞候補者に推薦した青木大輔氏の同賞受賞決定の文書を受領した(12月9日)。

4) 編 集 (田中憲一理事)

とくになし

5) 渉 外 (村田雄二理事)

とくになし

6) 社 保 (西島正博理事)

とくになし

7) 専門医制度 (武谷雄二理事)

とくになし

8) 倫理委員会 (野澤志朗委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録(11月30日現在)

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：登録 79 施設

体外受精・胚移植、および GIFT の臨床実施に関する登録：登録 575 施設

ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：登録 407 施設

パーコールを用いての XY 精子選別法の臨床実施に関する登録：機関誌 46 巻 8 号(平成 6 年 8 月)において登録一時中止以来登録なし、通算 17 施設

顕微授精の臨床実施に関する登録申請：登録 309 施設

非配偶者間の人工授精の臨床実施に関する登録：登録 26 施設

着床前診断に関する臨床研究施設登録：0 施設

(2) 委員会開催

倫理委員会：第7回倫理委員会を12月13日に開催した。

倫理審議会：第7回倫理審議会を12月4日に開催し、「諮問事項 精子・卵子の提供は匿名の第三者に限る点」に関して協議した。

(3) 「胚提供による倫理委員会見解(案)」が第3回理事会で承認され、同日ホームページ上で公開した。平成15年3月31日を締め切りとして広く本会会員からの意見を募集する。[資料：倫理1]

(4) 生殖関連学会代表者による「生殖補助医療に携わるカウンセリングに関するワーキンググループ」への本会からの委員の選出について

12月13日に開催された第7回倫理委員会において本会からのワーキンググループへの委員候補として鈴木 薫(遺伝カウンセリング小委員会委員長)及び平原史樹(遺伝カウンセリング小委員会委員)の2名を選出した。

本件につき協議の結果、これを承認した。

(5) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より本会の見解に基づく登録施設のARTの状況に関する資料提出要望書を受領した(11月26日)。[資料：倫理2]

本件に関し、通信による生殖医療部会登録調査小委員会及び第7回倫理委員会において協議した結果、国の非配偶者間体外受精の施設認定に関する重要な資料である点を鑑み、施設名を匿名とする。

省内資料として取扱い、省外には公表しない。

との条件で、厚生労働省に資料を提供することを承認した。

この倫理委員会の方針につき協議の結果、これを承認した。

理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 広報委員会 (佐藤 章委員長)

とくになし

2) 学会のあり方検討委員会・学会改革推進本部 (藤井信吾委員長・本部長)

(1) 学会のあり方検討委員会

第4回の会議を1月20日(月)に開催する予定である。

(2) 学会改革推進本部

学会・医会ワーキンググループにおいて中間答申を出したが、そのフォローアップと来年度の活動計画を協議するため、第11回学会・医会ワーキンググループを1月14日に開催する予定である。

以上